

第 6 7 号議案

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定の専  
決処分について

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定につき、別紙のとおり専  
決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により報告し、承認を求め  
る。

令和 4 年 6 月 8 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志



八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定の専  
決処分書

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定につき、議会の議決を求  
むべきところ緊急に改正作業をする必要があった事項について、地方自治法第1  
79条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

八王子市長 石 森 孝 志

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八王子市国民健康保険条例（昭和34年八王子市条例第4号）の一部を次のよ  
うに改正する。

改 正 後	改 正 前
(課税額) 第11条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前 条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯 に属する国民健康保険の被保険者につき算 定した所得割額及び被保険者均等割額の合 算額とする。ただし、当該合算額が <b>65万 円</b> を超える場合においては、基礎課税額 は、 <b>65万円</b> とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税 額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除 く。）及びその世帯に属する被保険者につ き算定した所得割額及び被保険者均等割額 の合算額とする。ただし、当該合算額が <b>2 0万円</b> を超える場合においては、後期高 齢者支援金等課税額は、 <b>20万円</b> とする。 4 (略)	(課税額) 第11条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前 条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯 に属する国民健康保険の被保険者につき算 定した所得割額及び被保険者均等割額の合 算額とする。ただし、当該合算額が <b>63万 円</b> を超える場合においては、基礎課税額 は、 <b>63万円</b> とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税 額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除 く。）及びその世帯に属する被保険者につ き算定した所得割額及び被保険者均等割額 の合算額とする。ただし、当該合算額が <b>1 9万円</b> を超える場合においては、後期高 齢者支援金等課税額は、 <b>19万円</b> とする。 4 (略)

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の八王子市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。